

配合飼料購入価格高騰の影響を緩和したい

事業名	畜産・酪農経営安定対策等（配合飼料価格安定制度）
分類	【畜産】
事業要旨	配合飼料価格高騰時の畜産農家への影響緩和のため、畜産農家、配合飼料メーカー、国の拠出による基金制度を立上げ、配合飼料価格の上昇幅に応じた補填金を畜産農家に交付します。
事業概要	<p>〔事業主体〕 畜産農家（交付対象：通常補填の基金積立者）</p> <p>〔事業内容〕 (1) 通常補填 配合飼料メーカー：畜産農家＝2:1 の積立割合により基金を造成し、当該基金を財源として、配合飼料価格の上昇幅に応じて補填金を畜産農家に交付します。 (2) 異常補填 配合飼料メーカー：国＝1:1 の積立割合により基金を造成し、配合飼料価格の上昇率が一定基準以上となった場合、当該基金を財源として通常補填を補足するために畜産農家に交付します。</p> <p>〔補助要件等〕 (1) 通常補填 配合飼料の輸入原料価格が直前1年間の平均を上回った場合、その差額（当該四半期の輸入原料価格－直前1年間平均輸入原料価格）が交付されます。 但し、異常補填発動時は、異常補填の交付額を控除した額が交付されます。 (2) 異常補填 配合飼料の輸入原料価格が直前1年間の平均と比べて115%を超えて上昇した場合に、その超えた額が交付されます。 ※特例基準 ①原則の基準では異常補填が発動せず、②半年前の基準価格と比べて年率15%相当増(23.3%増)を超える価格上昇があった場合、半年前の基準価格を特例基準とし、総補填額の1/3を上限として交付されます。</p> <p>〔問合せ先〕 畜産課 生産振興G TEL：029-301-3993 一般社団法人 茨城県配合飼料価格安定基金協会 TEL029-226-8589</p>